

平成 2 3 年 1 0 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

日 時	平成 2 3 年 1 0 月 2 8 日 (金) 午後 1 時 3 0 分 ~ 4 時 5 5 分
場 所	秦野市役所西庁舎 3 階会議室
出席委員	委員長 望月 國男 委員長職務代理者 加藤 剛 委員 高橋 照江 委員 内田 晴久 教育長 内田 賢司
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育部長 水野 和成 生涯学習課長 横溝 昭次 教育部参事 大津 道雄 図書館長 西野 節 教育総務課長 山口 均 公民館担当課長 園田 亨 学校教育課長 三竹 芳則 教育総務課課長補佐(庶務担当) 入野 義郎 教育指導課長兼 教育総務課庶務班主事補 川崎 倫明 教育研究所長 高木 俊樹
傍聴者	2 名
会議次第	別紙のとおり
会議資料	別紙のとおり

望月委員長

それでは、ただいまから 1 0 月の定例教育委員会会議を開催いたします。

お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、9 月の定例会会議録の承認についてですが、何かご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

—特になし—

望月委員長

それでは、ないようですので、会議録を承認いたします。

次に「教育長報告及び提案」ですが、(1 2) の「子どもの事件・事故について」については、個人情報が含まれているため、秘密会での報告としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

望月委員長

よって、報告(1 2) は秘密会での報告といたします。

それでは「教育長報告及び提案」について、お願いいたします。

資料No.1をご覧いただきたいと思います。

まず、11月1日と15日、定例のブックスタート事業を実施します。

次の「児童文学講座 絵本から童話の世界へ」ですが、2年間ほど、小学校低学年を対象の講座を行いました。次の段階である中学年レベルの子どもたちを対象に、絵本から本へ橋渡しをする講座を開催するという内容でございます。定員20名で、既に15日号の広報で募集をしております。

11月3日、4日は、11月3日の市民の日に合わせ、はだの子ども野外造形展、4日は昼までですが、市内の幼稚園、こども園、保育園、小学校、中学校、高等学校、養護学校の子どもが作りました作品を水無川の河川敷に展示いたします。ぜひ、ご都合がつく中でご覧いただければと思います。

11月3日から6日まで開催します指定文化財の特別公開でございます。蓑毛の宝蓮寺、鶴巻の極楽寺、南矢名の龍法寺、今泉の大岳院の協力により、指定文化財の公開をいたします。

11月5日、東公民館まつりでございます。1日のみで、5日に開催ということでございます。それから、同日に第24回インターナショナルフェスティバル、これは資料No.5に入っておりますので、詳細は後ほど説明いたしますが、会場は西公民館でございます。

11月7日は南が丘小学校の学校訪問でございます。これについては、ご都合がつけば参加をいただければと思っております。

11月10日、上幼稚園の教育訪問でございます。教育訪問は管理運営上の問題について情報交換を図るものでございますが、ご都合がつけば参加をしていただければと思います。

11月14日は渋沢小学校の学校訪問でございます。同様に、ご都合がつけばお越しいただきたいと思っております。

11月16日から20日、第41回の市展書道の部、既に美術の部が終わり、写真の部を開催しております。書道が最後になりますが、11月16日から20日まででございます。

11月17日、「算数・数学研修講座」は教員を対象とした講座でございます。ご承知おきいただければと思います。

11月18日、「のびゆくみんなの交流会」、特別支援学級に在籍する児童生徒の学習成果の発表、交流でございます。今回は、280名ほどの参加者のほかに総合高校のボランティアとして高校生200名ほどにお手伝いしていただける状況です。

11月18日、「赤ちゃんといっしょのおはなし会」、これは

教育部長

図書館で行いますが、乳幼児と保護者を対象としました、2、3歳向けの「おはなし会」の要望があり、ボランティアからも提案があり、実行していくことになりました。

11月19日、「放送大学神奈川学習センターと県央8市との公開学習会」は、本町公民館を会場としまして、県央8市を対象として公開の学習会が開催されます。同日、「第25回夕暮記念こども短歌大会」、これは資料No.8で詳細を後ほど説明させていただきます。

11月20日、「第4回いじめを考える児童生徒委員会」、これについても、ご都合がつけば、ご出席をいただければと思っております。同日、「第41回秦野市展表彰式」、従前は、美術の部、写真の部、書道の部と表彰式を別個に行っておりましたが、今年度から、市展の表彰式をまとめて一本化していくということになり、20日午後2時から、一括して表彰式を行うということになっております。

11月26日、27日の2日間、西公民館まつりでございます。

以上、資料No.1の関係については私からご報告をさせていただきました。これ以降、資料No.2議会第3回定例会の結果を含め、各担当の部長、課長から報告をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

資料No.2、市議会第3回定例会の報告をさせていただきます。

9月20日から10月18日までの会期で第3回定例会が開かれました。議案審議、一般質問、決算ということで、決算特別委員会が設けられ、決算の審査、それから文教福祉常任委員会もあり、最終日に議案審議、閉会でございます。

議案審議は、教育委員会に係るものが、報告が1件ございます。議案第30号「子育て支援事業交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を定めることについて」という議案が出ました。これは、県から子育て支援のための交付金の約2億4,000万円を平成23年度で残った分を基金に一回積み立て、平成24年度に使えるようにする条例の制定でございます。その関係で、基金の活用について、学校空調設備の整備に活用できるのかという質問、その基金を活用して放射線の測定器を購入したらどうかという質問が出ました。

いずれも、財務部長、危機管理対策専任参事がご答弁をさせていただいています。詳しくはご覧いただきたいと思います。

それから、報告第12号ですが、渋沢中学校で起きました学校施設の管理上の損害賠償の専決処分の報告でございます。議会の

委任による市長の専決処分がございまして、損害賠償額が100万円以下については、市長で専決し、その直近の議会に報告をさせていただいております。これについては、4名から、質問、危機管理も含めてご意見をいただきました。「教育委員会会議や議会に説明責任を果たしていないのではないか」というご意見、学校から教育員会への事故報告が2日後になったことで、「初動態勢に問題があるのではないか」ということ、安全対策として、物が投げられてガラスが割れ、それが下に落ちて車に傷をつけたという事案でありますので、「飛散防止フィルムを張ったらどうか」というご意見もいただいております。以上、議案審議はそのような内容でございます。

続きまして、一般質問ですが、6名から7項目についてご質問がございました。性質別に見てみますと、学校の安全管理にかかわるものが4件、学校の施設管理・運営にかかわるものが1件、人事管理にかかわるものが1件、学校給食にかかわるものが2件という内容でございます。

まず、学校の安全管理では、学校の防災対策についての質問、それから、「震災と原発事故について」というタイトルで、放射線量の測定の結果、測定器購入、定期的測定、給食食材の測定器購入等のご質問、給食食材の放射能検査をというご質問が出されたものでございます。

それから、学校の管理運営で、管理運営費の多くは、学校施設が占めていますが、その対応についてご質問がございました。

また、人事関係では、教員のメンタルヘルス対策、女性の管理職の登用についてのご質問でございます。

また、学校給食でございますが、今後の方針について、それから、これは中学校給食の話ですが、「中学校給食の県下の状況の情報収集をしてほしい」、「地域経済への波及効果の視点からの中学校給食を実施したらどうか」という観点でございました。

決算特別委員会では、総括での質問と款別の質問という大きく2つに分かれ、総括では2名から3項目についてご質問がございました。教育委員会の説明責任、先ほどの専決処分のご報告にも絡む話でございますが、教育委員会の説明責任について、本町中学校の空調設備導入の関係、渋中学校の損害賠償の関係で説明責任が不十分ではないかという内容でございます。それから、普通教室への空調設備の導入についてどう思われるかという点、幼保小中の一貫教育についてご質問がございました。

款別では8名から15項目についてご質問がございました。学

校教育関係8件、生涯学習関係7件でございます。公民館の営繕工事の状況、文化財保護の普及啓発、教育委員会からは離れましたが、スポーツ関係、教員のメンタルヘルスの充実、広畑ふれあい塾のサテライト教室の拡大、防災合宿の実施、図書館の「おはなし会」の拡大、幼稚園保育料の見直しなどでございました。

最後に、文教福祉常任委員会ですが、中地区教職員組合から陳情第13号「子どもたちに豊かな学びを保障するために、少人数学級の実現、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情」が出され、審査がございました。その際に3名から質問があり、「保護者の負担はどのようなか。税源移譲後の状況はどのようなか」「35人学級で教員は増えたのか」「市の負担はどのようなか」などの質問がございました。審査された結果、この陳情については採択という結果になってございます。これを受け、常任委員会の委員会提出ということで議案第6号が最終日に出され、少人数学級ほか3項目について、国へ意見書の提出をすることになってございます。

以上で第3回定例会にかかわります教育委員会の質問事項について報告をさせていただきました。

続きまして資料No.3になります。第3回定例会における専決処分報告について、ここでご報告したいと思います。

この件は、教育委員会会議において、3月に教育総務課長よりき損届が出たことにより、対応を口頭で報告し、また、8月には、市長による専決処分の報告として議会に提出することから、学校教育課長よりご報告させていただいた経過があります。長期にわたった対応であったこと、その後2回の報告と報告との間に幾つかの出来事、対応を含め、3月8日の事案発生から被害者への賠償に至るまでの経過をまとめ、ご報告します。

事は、3月8日11時45分に、渋沢中学校において、3年2組の教室の戸棚にあった篆刻の印鑑が投げられ、それがガラスを破損し、そのガラスの破片が駐車してあった保護者の車2台に降り注ぎ、破損したという事案でございます。

2つの側面があると考えます。1つは、生徒指導の案件としてどういう対応をするかということが1つあると思います。もう一つの側面として、保護者が、翌日の卒業式の準備と清掃のためという非常に好意的な理由によって学校に来校し、そこで破損に遭ったという学校の責任という側面、この2つの点で考えるべきだと思います。

最初に生徒指導という観点から考えますと、学校としては、卒

業式を挟むという、ある意味で緊張感、ある意味で非常にせわしいような状況下ではございましたが、全クラスに、何とかその間の事情がとらえられないか、客観的視点が持てないか、面談あるいは電話での聞き取り等を行った経過がございます。教育指導課も指導主事が実際に現地に入り、学校と連携しながら、どう対応していくかを具体的に詰めながらやってきました。

卒業式後も、聞き取りを行うことができなかった生徒に対しては電話または家庭訪問等をしながら、その日にいた生徒全員から何かしらの情報を得る努力はいたしました。しかし、残念ながら、原因者の特定をするには至りませんでした。しかしながら、特定は今日までできておりませんが、今後、そういう子どもの心のことを考えながらどう指導体制を組み、留意すべきかを3月下旬から4月中旬にかけ、確認をする作業を教育委員会ともども学校に入りやったという経過、さらには、今申し上げました3月30日に行いました情報提供あるいは学校の方向性にかかわる会議の内容について、簡潔にまとめてあります。

また、3月8日の発生時の一連の流れ、幾つか情報が重複してございますが、教育委員会の指導主事から報告を受けたその内容もつけております。生徒の心情等を考えて、学校・体制として考えるべきかという観点も含めながら、その行為によって傷ついた保護者がいることを考えながら指導する経過が記されています

まずは生徒指導的な視点からご報告しました。

学校教育課長

それでは、教育指導課長から経過について説明をしたところですが、学校教育課での経過について、ご報告させていただきます。

学校教育課は被害者と最初に接触したのは、3月30日の支援チーム会議が初めてでございます。それと同時に、万一、経過等が不明だった場合に、被害者への補償という問題が出てまいりますので、私どもで契約しております保険会社に確認ということで、保険の支給対象になるかについて確認を進めさせていただいたところがございます。

その結果を受け、保険事故報告書などの書類を保険会社に提出し、対象になることがわかりましたので、4月25日、被害者2名とお会いし、「保険の対象として賠償をさせていただきます」と伝えました。7月ですが、保険会社から査定額の提示があったということで、それぞれの被害者の方とお会いし、市としての提示額を提示させていただき、被害者から承諾のご返事をいただき、7月下旬、内部的な事務処理に入り、8月25日に正式な示談書を交わさせていただいた状況でございます。

教育部参事

このことについて、昨日、渋沢中学校長に対し、教育長から口頭による嚴重注意を申し渡したところでございます。

教育指導課長

資料No.4、中学生英語スピーチコンテストでございます。所管は市民自治振興課ですが、教育指導課も連携した形で行っています。実行委員に私と担当指導主事が入る中で行われましたので、結果を報告いたします。

ご参照のとおりです。15名応募があり、体育祭が順延した大根中学校の生徒2名以外、13名が参加する中で、それぞれ非常に個性的なスピーチでした。

結果は、14番の私立加藤学園の古家君が優勝、準優勝は7番の平塚中等教育学校の佐野さん、3位に西中学校の佐藤さんが入賞しました。望月委員長にはこの委員の中にも携わっていただき、ご尽力をいただいております。

資料No.5、インターナショナルフェスティバルでございます。11月行事報告でありましたが、例年この時期に行われております。中学校の生徒、教師、留学生を中心とした外国人が一堂に会し、スピーチを交わし、ゲーム等で興ずる、国際理解の観点からの触れ合い的な行事です。11月5日、西公民館、1時から4時半の日程で行われます。参加者は、外国人留学生、現在40名が応募されております。その中には、東海大学の留学生も11名の応募をいただいております。あとはご覧になったとおり昨年の開催結果も参考として添付させていただいております。

生涯学習課長

資料No.6、平成23年度ふるさとほだの案内人養成講座についてご説明させていただきます。

この講座については、平成22年までは市民大学「ふるさと再発見コース」として実施してまいりましたが、人材養成という目的を達成するため、「ふるさとほだの案内人養成講座」と名称変更し、講義について野外実習などの手法を取り入れ、観光ボランティア等で活躍するための内容ということで本講座の目的を達成し、市民にあらゆる内容の講座を受講する機会を提供するというにしました。今年度については、11月26日を初めといたしまして、2年にわたり講座を開設する予定でございます。

この講座を受講した後にはボランティアガイド等で活躍できる人材を養成することを目的としております。一定の期間学習に費やす必要があることから、今回は1年ではなくて2年という形の中で運用することになりました。

募集定員ですが、再発見コースは60人ほど募集をかけて行いましたが、今年度は、7人×3班編成というグループ編成で21

人の募集をかけ、講座をやりたいと考えております。講義内容は、室内での講義以外に、野外活動やグループワークなどの実践内容を加えた形で行っていきたいと考えております。

資料No.7、「宮永岳彦記念美術館開館10周年記念イベントについて」は、9月27日から10月2日に開催されました。開館記念日10月2日を中心に、特別展示やギャラリートーク、それから記念品の贈呈などの事業を実施し、開館10周年をPRするとともに、多くの方々に美術館の新たな魅力と宮永画伯や美術館を知っていただくきっかけといたしました。

イベント内容でございますが、特別展示では、現在までの展示ポスターや美術館の事業活動の紹介、それから画伯の愛用品の展示などを行いました。そのほかに、ギャラリーコンサート、ギャラリートーク、これは、お弟子さんに展示してある作品の解説をしていただいたところでございます。そのほかクイズラリー等を行い、来館者にはプレゼントを贈呈したということでございます。

資料No.8でございます。「第25回夕暮記念こども短歌大会について」でございますが、11月19日、第25回夕暮記念こども短歌大会の表彰式を行います。応募総数等は、資料No.8の下段部分をご覧くださいと思います。応募の総数でございますが、昨年度の夕暮の短歌大会で小学生からの募集も行いました関係で若干減りましたが、今年度は通常に戻った形の中でございますので、応募の歌の数といたしましては、2,000弱の歌をご応募いただきました。参加の状況については、小学生が約70%、中学校が約30%ということでございます。

なお、特筆すべきものは、今回4年生の応募も自主的な応募ということで募りましたところ、2名から5首の応募をいただいております。なお、入賞の結果等は、小学校25首、中学校25首ということで、秦野市長賞、秦野市教育委員長賞、秦野中ロータリークラブ会長賞、図書館長賞、それぞれ4つの賞を含め、それぞれ50首、19日に表彰させていただく予定です。

若干ご説明申し上げますと、小学校の部ですが、入選25首中、6年生の作品が18首を占め、先ほどの4年生の5首のうちの2首が入選、特にロータリークラブ会長賞を4年生が取っています。それから、中学校の部、3年生は受験等の関係もございまして、3年生は応募の数自体も減っております。学年としては、入賞者のうち1年生が13首、過半数を占めており、特別賞は1年生が独占している格好にもなっております。児童生徒さんの感受性の豊かさというものがとても表れているような感じを持っておりま

す。

なお、表彰式は、来月19日土曜日の午後、図書館の視聴覚室で実施をいたします。既に入賞者の方へは、学校を通じまして、先週、文書で発送をいたしております。

なお、今年度は、図書館2階に夕暮記念室もございますから、夕暮記念室に作品を飾らせてもらおうと考えています。

資料No.9「百人一首巻十二」ということで、今日、皆様のお手元にお配りしました。「夕暮記念こども短歌大会」で毎年50首ずつが入選しますので、2年分まとめ、百人一首としてまとめたものを、1年ぶりに発行する形になっております。

資料No.10をご覧いただきたいと思います。9月定例教育委員会会議でも速報としてお伝えした第5回全日本ジュニア短歌大会の結果について、今年度、秦野は過去最高の55作品が入選し、その中でも、初めて選者賞に2名が輝き、タウンニュースで大きく取り上げられ、学校の取り組みなども紹介されました。

(11)「平成23年度行政評価(外部評価)結果報告書について」、ご説明させていただきます。

資料No.11は、内容の該当部分の抜粋という形でお出しさせていただきました。

昨年、私どもと生涯学習課とスポーツ振興課の事業が評価対象になっていることは、昨年の教育委員会会議でご報告させていただいたが、本年は、このような行政評価が行われました。ただ、昨年と違いますのは、今年度については、大きな事業グループに分け、それに関する個々の事業について評価を行う形です。23年度については、自然保護思想の普及、産後の母子保健事業、教育研究という大きな3つのグループに対し、評価が行われました。教育委員会関係については、教育研究というグループの幼小中の教育研究会補助金、幼小中の教育研究費、調査研究事務費というこの3つの事業が対象になりました。

行政評価の報告書の中で評価当日の意見について、参考資料という形で、これは評価のシートではございませんが、当日、委員から出ました意見の取りまとめということで、参考資料として添付されていたものを付けさせていただきました。

まず、グループ全体に対する意見については、それぞれの事業の現状の検証、予算の集中、教育研究における研究所と研究会の役割見直しという意見をいただいております。

個別事業について説明させていただきますと、幼小中の教育研究会補助金について、この補助金の予算を減額する指標をとって

おりますが、「成果というものも指標に入れたほうがいいのか」、「予算が中途半端であり、これで成果を出せるような研究費になっているのか」、「どのような成果が上がっているのか」、「その成果が教育現場にきちんとフィードバックされ、役立っているのか」といった内容、さらに、「こういった取り組みを掲げて市民に成果を示すべきである。そうした上で、必要性があれば予算の増額等も検討すべきである」というようなご意見をいただいている状況でございます。

担当課は、これを各研究会に結果を投げかけ、一度集まっていたいただき、検証を進め、対応してまいりたいと考えてございます。

続きまして、教育指導課の所管する事業に対する外部評価でございます。教育指導課では、各幼稚園、小学校、中学校に、それぞれの園・校の研究あるいは特色ある教育づくりということで、全園・校に教育課程研究委託費という名称のもとで教育研究費を委託しております。それについての外部評価でございますが、「すべての研究会に傾斜配分して委託するのではなくて、つまり、テーマを絞りながら、希望校に厚く委託をするような研究システムにしたかどうか」という考え方のご指摘でございます。

教育指導課としても、委託費には性格があり、1つは全園・校に特色ある教育課程、学校づくりをするための委託費用、もう一つは、例えば、国語の研究、算数・数学の研究、あるいは、いじめ・不登校改善研究といったテーマをその時機に応じながら設定し、原則としては、希望校、手を挙げていただける学校に委託するという2つの側面を持っております。

この外部評価ですと、絞り込んだほうが、より財源も大きくなり、豊かなことができるのではないかとご指摘です。今やっているものもそういう性格を持っていますが、ただ、学校それぞれは、ここの財源、全校に委託するお金に期待するところも大きいという背景もございますので、今後、各学校のご意見も伺いながら、テーマ性だけで絞るとすることも難しいと思いますが、詰めていきたいと考えております。

続きまして、教育研究所の外部評価でございます。教育研究所は、教育委員会会議でも報告させていただいているような副教材あるいは指導資料集については、「教職員の意識を啓発するということをもっと高めたらいかがなものか」という評価です。そして、「販売ということも考えながら、広く活用することを考えてほしい」と比較的、今ある事業を否定するのではなくて、その内容が質的に必要なものであるなら、拡充する中で、場合によって

望月委員長

はもっと予算化を図ってもいいのではないかという趣旨であったと考えております。この点についても、決して先に予算ありきという考え方ではなく、質の向上等、より有効であるものという観点から事業について、もう一度見直したいと考えております。

それでは、「子どもの事件・事故について」は、秘密会です。

(1) から (11) の報告があったのですが、非常に多くありますので、まず (1) から (5) まで、質問、意見等を承ります。後半は (6) から (11) としたいと思います。

まず、ただいまの教育長報告に対するご意見、ご質問をお願いいたします。(1) から (5) まででいかがでしょうか。

加藤委員

議会報告の報告第12号に関して、回答で、議会報告については一定の基準があるとお答えがあったと思いますが、今回、この基準の中でどこが当てはまり対応をされたのか、参考のためにお聞かせいただければと思います。

教育指導課長

2年ほど前に、議会事務局と協議をする中で、どういう生徒や現場の事案について議会に報告するかを協議したことがございました。その中では、公共性または地域性に伴うもの、つまり、市民や地域に影響を与えるような事案であるものについてです。あるいは、逮捕という客観事実、何らかの組織、警察や他の組織によって、児童生徒が関わりを持つような場合については、議会と連絡をとるという協議をいたしました。

それについて、地域性、公共性は非常に線引きが難しく、議会報告については、再度、教育委員会と議会関係者、あるいは文教福祉常任委員会委員と話し合いを持つことになっています。

望月委員長

よろしいですか。

加藤委員

はい、ありがとうございました。

望月委員長

ほかにありませんか。

まず議会報告、ほかにありませんか。

高橋委員

空調設備で子育て支援事業の交付金が使えるというような財務部長の回答がございましたが、県から2億4,000万円と部長からのご報告にありましたが、学校関係でどのくらい配当されるのでしょうか。空調設備は順次進めていく方向にいると思うのですが。以前、夏場の学校の平均気温が出された表をいただきましたが、学校によってかなり差があり、空調設備を入れ、熱中症対策や学習の効果を上げるという意味でも、必要になってくると思います。

教育部長

約2億4,000万円のうち、24年度へ送るという金額が現時点では1億3,200万円ほどでございます。ただ、この基金

は時限がございまして、24年度で効力をなくすことになるわけです。委員がおっしゃいます空調の設備でございしますが、計画的に特別教室等をやっておるわけでございます。この話は普通教室の空調設備ということで、本町中学校に校舎の建て替えに伴い、空調設備を設置しましたが、ほかの学校との公平性についてご意見をいただいております、今後について、公平性が担保されないのです、そのお金が使えないのかということですが、現実的には、24年度で基金がなくなり、お金は24年度で使い切らないといけないので、なかなか現実的には難しいです。ただ、子育て支援という目的がございしますので、それにかかわるものは、教育委員会でもたくさんございまして、24年度については、また財政課と協議する中で、これから予算編成も始まりますので、具体的な子育ての目的、基金の目的に沿うものを、1億3,200万円の中に組み込んでいくという形になってございます。

望月委員長

ほかにありませんか。

では、議会報告については以上とし、専決処分報告(損害賠償)、これはいかがでしょうか。

加藤委員

一連の事故の処理に対応して「今後の校内指導体制について」という項目がありますが、言葉使いや相手の気持ちを考えた言動という項目があるのですが、この事故の対応を受けての今後の対応にしてはしっくり来ない項目と思います。一般的に「あいさつしましょう」や「手を洗いましょう」など、いつも気をつける項目である気がして、あえてこの事故の対応でこの項目が記載されているというのは何か意図があたりなのかなと感じました。

教育指導課長

ご指摘ありがとうございます。

いわば学校環境をどのように整えていくかということになるかと思えます。子どもがガラスに何か物を当てたくなったり、あるいはカッと来てしまったり、情緒的に不安定になる背景の中には、それぞれの子どもたちの心のストレスなど、いろいろな背景があるかと思えますが、学校そのものの1つ1つのつながり、集団性の和やかな関係を大事にしなければいけないという、生徒指導の根底、ベースと思えますが、殺伐とした雰囲気や和らげるためにも、言葉使いやあいさつを、基礎的な、基本的なところをもう一回、4月の新しい年度が始まる学校の職員会議でございまして、再確認する上で、例えば毅然とした態度であったり、あるいは教師と子どもと申し出るような信頼関係、全校集会とか、そのような具体的な手だてに結びつけていくという学校のあらわれかと考えます。一応、生徒指導的には、教育指導課としましても即時的

加藤委員

な対応をする手だてと、このような土壌づくりという手だてと、両面を考えて指導しているところでございます。

わかりました。生徒へのヒアリングをしている中でこういう問題が出たのかと思ったのですが、そういうことではなくて、生徒指導の根幹としてこういうところから始めるという意図でやっているということがよくわかりました。

内田委員

今の件に関連してなのですが、「質疑」のところに、「学校の指導体制への要望（保護者2名より）」とあり、アンダーラインが引いてあります。保護者からの要望を受けた結果としての取り組みになった、すなわち、保護者の要望はこういった中に反映されていると考えてよろしいのですか。

教育指導課長

3月30日の保護者からの要望は大きく分けて2点でございました。1点目として、原因者となった生徒への調査はどうなったか。わからなくても、継続して調べてほしいという要望が1つあります。もう一つは、起きたことはともかく、二度と起こさない防止する手だてを学校ではどのように考えているのか、教えてほしいという要望というか質問です。

その質問に答える形では、先ほどご指摘をいただきました項目と重複するところでございまして、いわば保護者も、こういう根幹的な手だてと、それから具体的な手だてということ进行期待し、それに基づいて学校側も考え、そして4月に職員会議で全員に周知を図って体制を組んだ、こういうつながりになるかと思ひます。

内田委員

わかりました。

望月委員長

ちなみに、教育委員会への要望、PTA会長からどんな要望があったのですか。

教育指導課長

原因者の特定とか学校に対する再生、これは保護者とかぶりませんが、もう一つは、教育委員会として、学校教育課長が答えた、原因者を特定しながら賠償するという方向を示しつつ、それじゃない補償ということも考えてほしいという話し合いであったかと思ひます。

学校教育課長

教育委員会への要望は、賠償問題ということで、最終的には被害を受けた方への補償について、教育委員会で責任を持って対処していただきたいという内容ということでございます。

望月委員長

これからまた会う予定はあるのですか、被害者2名の保護者に。

学校教育課長

今のところ予定はしておりませんが、示談補償させていただいております中で、こちらで全部補償させていただくということで、快くご了承いただけましたので、その後、特に会うということはない状況です。

教育長

加害事故は基本的に、保険の対象となりますが、保険会社が加害者の特定ができれば、第三者行為ですから、保険会社が請求をするという権利をまだ有しています。少なくとも保険会社には市の学校管理上の責任として処理をしていただき、今後、加害者が特定できたとなれば、保険会社は加害者に対してこの金額の補てんを求めることとなります。

望月委員長

それから、私からの質問ですが、私もいろいろ経験があるのでわかるのですが、渋沢中学校の先生方は一生懸命やっているのに起きてしまったことだと思います。

まず、2名の保護者は、被害届を出そうかということがあったか。それから、私は学校と市教委だけの対応だけに終わっている気がしますが、4月や5月は盛んにPTAや地域の団体の総会が開かれているわけです。そういうところへ行ってこういうことを事実として説明しているかどうかということです。その辺については、教育指導課長、いかがでしょう。

教育指導課長

教育指導課の指導主事が3月10日から学校に入り、この件について、指導主事から警察に事案の相談の一報を入れました。そして、この事案が被害届を提出して有効かどうかの連絡をとり、警察のアドバイスとして、篆刻はいろいろな人間が触っているので、それを証拠とすることは難しいということ、ガラスの破片等はすべて、卒業式前日でございましたので、その現場はすべて補修され、回復措置が行われていて、現地の様子を確認できないことから、被害届を出したとしても期待すべき展開は難しいというアドバイスを受けております。そのため、警察には、ご協力をいただくということはない形で経過したわけでございます。

それから、PTA等の保護者に関しては、PTA会長、PTA等からの要望もございましたので、本部を中心にある程度の説明をした報告は聞いております。しかしながら、委員長からご指摘のように、別地域の集会や関係団体の集会でこの事案を説明し、協力を求めたということの報告は、聞いておりません。

望月委員長

要望ですが、私の経験から言うと、学校の恥部を地域や保護者にさらけ出すということは勇気が要ることですが、事実を伝えることによって、保護者、地域は学校の味方になってくれるということです。それから、PTA本部役員などは当たり前のことです。学年委員会を集めて、まずそこで事実の説明をする。学校では今こういう対応を考えている。あるいは、PTA総会があるときに、こういうことの話をする。

一番怖いのは、尾ひれがつくことです。みんなが興味を持って

高橋委員

いることですから。「事実是这样いことです。もし地域の人たちがこんなよううわさをしたら、事実は这样いことですよ」という説明してほしいという形を持っていると、地域や保護者は非常に協力的にやってくれるということです。昨年からの学校を見ると、その辺の地域の教育力をうまく生徒指導に活用するというようなことにやや欠けている。私はそんなことを思うわけです。

私も今の件に関連してですが、「次の項目の内容について確認する」と書いてあるところを読んでみると、何か欠けているような、学校側、教師サイドからの視点からしか出ていないですね。多分、生徒が投げたとしても、どのような結果になるかという予測をしないでしてしまった。その行動がどのような結果を招いてしまうのかという予見能力、そのようなものも子どもたちに植えつけさせていかないと大変なことになると思います。多感な時期の生徒はどうしてもこういう行動もしてしまうこともあるかもしれません。しかし、その行動がどのような結果になってしまうのかも考えさせるという機会も必要ではないかと思います。

予測をしないで育っていくということはすごく危険なことだと思うので、学校教育の中でもある程度、何か行動を起こしたらこんなことになるのではないかという予測能力も必要であると思いました。生徒指導の面でも、確認する内容がこれだけでいいのかという気がします。私自身も、何をしたらいいのかはわからないのですが、何か欠けているという気がしてならないのです。そのところは、今後とも、先生方とPTAと一緒に、よく考えていく必要があるという気がしています。

教育指導課長

恐らく、違和感の背景としては、この項目の中に、若干いじめというテーマで書いてありますが、規範意識、道徳教育、道徳心の向上、人権感覚や社会判断力、その中には予見するというものもあると思いますが、そのような直接的な指導が入っていないところからのご指摘だったと思います。いただいた意見について、渋沢中学校にも再度連絡を通しながら、その後の学校の状況、そして、場合によっては今後の教育課程の中に取り入れることができるかということも助言して指導していきたいと思います。ありがとうございます。

望月委員長

そうですね、まず間接指導が中心です。だから、私は直接指導として、悪いことには毅然とした態度で対応する、私はそのようなとらえ方をしていたわけです。起きたことは仕方ないわけです。これから継続的に、教育指導課でも渋沢中学校とはいろいろ連絡をとり、相互補完で当たっていただきたいと思います。

望月委員長

ほかにありますか。

—特になし—

それでは、(4) (5) は、イングリッシュスピーチ、インターナショナルフェスティバルはいかがでしょうか。

今年のインターナショナルフェスティバルは、11月5日(土)、午後1時、西公民館ですので、ぜひ、時間がとれましたらご参加ください。私も行く予定です。

加藤委員

スピーチコンテストで、大根中学校体育祭順延のため、やむを得ない事由で2名が辞退されたことは残念だと思うのですが、恐らく当日まで相当練習したと思うのですが、この子たちの練習の成果を発表する場として、インターナショナルフェスティバルでのスピーチなどは活用できないのかなと思ったのですが、その点はいかがでしょう。

教育指導課長

そのリンクは考えておりませんでした。どちらかという、坡州研修に以前登録をしていただいた生徒のつながりで考えておりましたが、スピーチコンテストとインターナショナルフェスティバルの関係については、そういう話もありませんでした。大根中学校の2名の生徒へのフォローは必要だと思いますので、今年すぐにとすることはできませんが、その辺の観点も考えながら市民自治振興課と連絡をとりたいと思います。

望月委員長

ほかにどうですか。

スピーチコンテストについて、昨夜、秦野パサデナ友好協会理事会、役員会をやったのですが、このスピーチコンテストの開催事務は、秦野市では、秦野パサデナ友好協会とか秦野・坡州友好協会、秦野在住の外国人を対象に触れ合いを深めている国際交流協会とか、それぞれいろいろな活動をしていたのですが、今年度初めて三者が一緒になり、市と協働して開催できた。これは秦野市の国際交流のあり方を考える上で非常に意義のある第一歩だととらえているわけです。

それから、私は中学校の教育現場出身で、英語教師をやっています、「秦野の生徒はこれだけ成長したのかな。これだけ英語で自己表現できるようになったのかな」ということが私は英語教師としてうれしかったですね。締切日に、市民自治振興課に連絡しまして、15人集まっているのでほっとしました。

当日のスピーチはまあまあだと思います。ただし、第1回目ですので、運営方法にはいっぱい改善点があります。第1回目ですから、来年度に生かすというようなことです。子どもたちが本当に成長した姿に接触することができたということで、私の立

場からはそんな感想を持ったわけでありませぬ。

インターナショナルフェスティバルで英語スピーチがありますね。この英語スピーチというのは、全く別個の、フェスティバルに参加するに当たって希望が出てきた生徒にスピーチさせるということですか。

教育指導課長

実行委員のメンバーの協議によって英語スピーチというのは選ばれていますので、先ほどのスピーチコンテストのメンバーと結果的に一緒になる可能性はありますが、一応、分離した形で企画しているという形です。多分、その辺も考える余地があるかもしれません。

望月委員長

今年はこちらになりましたので、将来的には、ここの目的等を改善し、いいスピーチが出ていますので、発表させると、韓国の英語村でのスピーチにもつながると思います。ぜひ、5日にご都合をつけて参加していただければと思います。

ほかにありますか。

では、(6) (7) (8) (9) (10) までいきましょうか。

全日本ジュニア短歌大会で多くの人が入ったということですね。私、堀川小学校に今まで何回か行っているときに、昔、学校の案内図が掲示されていたと思うのですが、あそこに張ってありますね。行くとあれがパッと目にとまって、非常にほのぼのとした気持ちになったことは確かですね。

今回、こういう結果になって、僕は、堀川小学校に行ってみたのですよ。そうしたら、地域からも、あれを見て非常にいい思いをするというような声もあるというのですね。それから、期間を設けて学年別に掲示しているそうです。これは学習指導要領の言語活動の充実から来てこれに取り組んだのか、その辺はわかりませんが。それから、マイノートなどをつくり、感想文を書かせ、常に書く習慣をつけるような教育活動を日ごろ展開しているというようなことを聞いております。いろいろなことが絡み合っただけでこういう成果になったのかなというところです。本市が前田夕暮の大会を持つことが、こういう全国レベルでも非常にいい成績をおさめているということは、大変うれしく思いました。

それから、これを読んでいるときに提案させていただけたらと思ったのですが、図書館の夕暮館に張ろうということですね。たまたま堀川小学校は図書館と近いですから、これを機にうまく何か、これをきっかけに連携が深まるといいと思ったわけでありませぬ。

逢坂先生が社会教育の点検評価の総合的評価の中で書いて、親

子の川柳を挙げていました。「秦野の特徴がある。これから親子川柳でまちおこしをしたらどうか」という意見を提案していただいているわけですが、何かこれをうまく利用したいということを希望したいと思います。

生涯学習課長 それから、宮永岳彦開館記念イベントは、これは美術協会との連携はどのような連携で進めたのでしょうか。

望月委員長 美術協会とは特に連携は図らず、私ども単独で進めて考えました。

生涯学習課長 僕らの立場で考えると、せっかく美術協会があるから、うまく連携がとれないかなと思ったのですが、どうなのですか。

望月委員長 今回のこの10周年の件では、美術協会との連携は特にありませんでした。

生涯学習課長 入館者数が193名というと、27日から10月30日の6日間ですが、この6日間の入館者というのは、この期間と日常のふだんの期間で比較したことがございますか。この期間は多かったとか、あるいは日常の入館者とほぼ同じだとか、比較がもしあれば。

望月委員長 通常の入館者数については1日大体10人程度ということですから、今回、10周年記念イベントを開催した、6日の中で193名ということですから、1日当たり30名です。3倍ぐらい来られています。あとギャラリーコンサートも53名の方に来ていただきました。それからギャラリートークが26名ということで、トータルで250人ぐらい見えたということです。

生涯学習課長 ありがとうございます。

望月委員長 ほかにありますか。

—特になし—

望月委員長 では、次に行ってよろしいですか。「平成23年度行政評価（外部評価）の結果報告書について」、いかがでしょうか。

生涯学習課長 外部評価の結果を一度聞かせていただくと、鋭いところを指摘していますね。Plan・Do・Study・Action、その中でStudyが非常に大事であるという、いわゆる入念に評価するとか入念に検査する、そういう意味ですね。これは兼ね合いがあるのですが、小林先生、逢坂先生に貴重なことをいろいろとサジェスチョンしていただいていますので、これを機会に目指してほしいと思うのです。この外部評価も、非常に鋭い指摘があって、ぜひ生かせるものは生かしてほしいと思います。

望月委員長 ただ、大阪府の橋下知事もそうなのですが、成果主義ということが教育に、市場原理を、競争原理を取り入れて成果がどうのと

ということについて、非常に胸が痛む思いをしているのです。僕なんか、大阪府の橋下知事がだめな教師を5%捨てなきゃいけないということであれば、僕は5%に入ると思うのです。だけど、悪い子どもたちにはできるだけ心寄り添ってきたつもり、そういう自負はあるのです。でも、悪い教師の5%には入っているのではないかと思いますが、こういう効果、成果は大事にしつつ、そればかりにとらわれてもいけないと、ちょっと甘い考えかもしれないですが、教師出身としてはそんなことを思うわけです。

では、いいですか。

—特になし—

望月委員長

それでは、「子どもの事件・事故について」は秘密会でしますから、議案に移りたいと思いますが、3時15分まで、休憩しましょう。

—休憩—

望月委員長

再開いたします。

議案に入りたいと思いますが、「議案第28号 平成24年度秦野市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について」、お願いします。

教育部参事

「議案第28号 平成24年度秦野市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について」、ご提案いたします。

提案理由ですが、秦野市教育委員会教育長に対する事務委任及び臨時代理に関する規則第2条第8号の規定によりまして、平成24年度の県費負担教職員の人事異動方針について、教育委員会にお諮りをし、その上で人事異動を進めていくということでございます。

では、人事異動方針、そこに書いてございますので、できるだけ簡潔に説明申し上げます。

市の4つの方針ということで、1つ目は適材適所、2つ目は教職員の意欲・帰属意識の高揚及び資質能力の向上に資すること、3つ目は教職員構成の均衡を図るということで全市的視野に立って広く人事交流を行う、4つ目が中教育事務所管内における広域人事交流も行うということでございます。

人事異動実施要項、(1)から(8)までございます。その中で、まず2つ目、異動に際しては、効果を上げるために、性別、年齢、資格、特性、勤続年数等から見て学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮するもの。指導体制というものを構築する上でも、それから、中学校では部活動の指導なども配慮していく必要があるかと思います。

(3)の原則として同一校勤務3年以内の者は異動の対象としないということ、ただし行政上特に必要な場合は3年以内でも適正配置の立場から異動を行うことができる。

それから(4)多年勤続するものについては、その能力と適性を考慮して積極的に異動を行うものとする。原則として同一校勤務8年を基準として異動の対象としてまいります。

(5)新採用時から同一校に5年以上勤務する者は8年未満であっても積極的に異動を促していきます。

(3)(4)(5)については勤続年数に関するのですが、学校教育の活性化、教職員の資質向上の視点から人事を行っていききたいということでありませう。

(6)については、免許教科を十分考慮するということが、現在、ありません。

それから、(7)について、本市は幼保小中一貫教育を進めているわけですが、幼稚園、小学校、中学校相互の異動を積極的に推進してまいりたいということでありませう。

最後に(8)中地区の広域人事の対象者は、新採用後初めて他校に異動する職員といたします。22年度より中地区の広域人事交流の内規が改定され、対象者は、原則として、新採用後初めて異動することとなる教員のうち、交流研修を希望する教員が対象になっております。手を挙げた者を交流の対象といたしております。

以上、担当から、平成24年度の県費負担教職員について人事異動を実施していくものでございませう。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

望月委員長

本来であれば、ここで意見を聞いて方向性を出すわけですが、次も幼稚園の人事異動方針ですから、引き続き教育総務課の説明をしていただき、後ほど意見をいただひて、別々に可決を考えていききたいと思ひませう。よろしくお願ひします。

教育総務課長

引き続きまして、「議案第29号 平成24年度秦野市立幼稚園教諭人事異動方針を定めることについて」、ご説明をさせていただきます。

平成24年度の幼稚園教諭に係る人事異動事務を実施するに当たり、その人事異動方針を定めるものでございませう。

幼稚園教諭人事異動方針ということで、平成22年度から教職員とあわせて定めるような形になりました。

内容でございませうが、1番の人事異動基本方針については、幼稚園で身につけた育ちや学びといった成長を義務教育へ滑らかに

連続させることを念頭に置き、2点こちらに定めてございます。

まず1点目が、組織の充実、園の運営の安定化・活性化、これらを図るために適材適所に配置する。2点目に、教諭の意欲・資質能力の向上を図ることに配慮した人事異動に努めるというようなことでございます。

この2つの方針に基づき、2番目の人事異動実施要項ということで4点ほど掲げさせていただいております。まず1点目として、本人及び園長の意向、年齢、勤続年数などを考慮して、園の組織構成の均衡を保つように配慮する。2点目、原則として同一園に勤続5年を基準に異動対象としていく。3点目、幼保の連携について市長部局と連携し、できる限りその人事異動に努めていく。4点目、幼小一貫教育の視点から、できる限り幼稚園と小学校間の人事交流に努めるというようなことでございます。

なお、この方針については、当然、保育園の関係は市長部局とも関係する部分がございますので、市長部局の担当部局と調整して実施していくということでございます。

望月委員長

幼稚園、小中学校について質問、意見、一括して受けたいと思います。

内田委員

まず小中、あるいは幼稚園もそうなのですが、これは新たにこういう文章で分掌されるということによろしいでしょうか。今までこういうものがなかったということですね。

教育部参事

小学校、中学校の教職員についてはございました。幼稚園はありませんでした。

教育総務課長

従来から、小中学校の教職員は、こういう方針を定めてやっており、幼小の人事交流は、こういうものを定めなくても、小中に定めてあり、それに基づきやっていくような部分もありましたが、幼稚園についても方針を定めて、今回ご提案させていただいた中の特に実施要項の4番目になるわけですが、こういった部分、幼稚園と小学校との相互人事交流ということをや幼稚園サイドからもというようなことで、昨年度から方針を定めさせていただいております。

内田委員

小中学校の異動方針に関しては従来と同じ方針ということで、特に今回新たに何か項目が加わったとか、あるいは消されたということはないということによろしいでしょうか。

教育部参事

そのとおりでございます。特別昨年度と方針を変えているところはございません。

望月委員長

小中の県費負担の人事交流は、三、四年前でしたか、人事異動実施要項の(7)、「幼稚園・小学校・中学校相互間の異動を積

教育指導課長
望月委員長
教育指導課長
望月委員長

教育指導課長

望月委員長

教育部参事

内田委員
教育部参事
内田委員
望月委員長

極的に推進し」、この部分は、教育指導課長、加えましたか、覚えていますか。

はい。

新たに入りました。

(8) もその経緯の中で変わった部分です。

これは、内田委員は初めてですから、ちょっと説明してくれませんか。

広域人事交流という意味で、秦野市教育委員会は、県教委の事務所の範囲として分かれる場合、中教育事務所という平塚、伊勢原、秦野、大磯、二宮の中地区の3市2町でございます。この3市2町の中でも幅広く人事交流していくことで、18年度、19年度あたりに、秦野の場合、新採用で5年終了したら秦野以外の2市2町に行き、教育実践で経験を積み、そしてまた戻ってくる。平塚の場合は、4年終了時で行く、5年目で移るという規定にしましたが、そのような形で幅広く3市2町で交流するという時期がございました。

ところが、50代、団塊の世代と申しまししょうか、非常に退職者が増加するに伴い、現場でも非常に新採用者が多くなりました。一時期、毎年1人や2人という時期もありましたが、今は40人とか、そのような人数になりますと、今度は、5年たったら、その対象の人数が余りにも多くなり、非常に調整が難しくなった。そこで、3年ほど前に、交流研修を希望する教員が対象者となるという表現に変わったといういきさつがございます。

先ほど出た中地区は、3市2町で全然違いますね。それは事務所で話し合っていないのですか。

そうです。研修ですので、他市で学びたいという者が手を挙げ、各市町が持ち寄り、調整会議を開きます。希望したからといって行くということにはならない場合もございます。

研修期間はどれぐらいになるのですか。

原則3年ということで、もとに戻すということになっています。

ありがとうございました。

一つ要望、いいですか。

小中の県費負担の異動方針の中で、いわゆる人事異動の実施要綱の(7)の相互間の異動を積極的に推進する。それから、幼稚園も幼小と積極的に人事交流に努める。幼稚園と小学校が交流をやるということは、神奈川県でも先取りの取り組みなのですね。これを引き続き積極的にやってほしいと同時に、小中学校は一昨年からやりましたか。東小学校の先生と中学校の先生の兼任発令

教育部参事
望月委員長

について。

23年度から、今年から入っております。

私は、県の制度がどういうふうになっているか勉強不足でわからないのですが、可能であれば、できるだけ兼任辞令を出してほしいと思います。「いつでも俺は小学校へ行ける、中学校へ行ける」という心構えと同時に、制度の改革をすることによって意識の改革にもなると思うのです。全国的に見ても、小中一貫で取り組んでいる地域は割合兼任辞令を出しているところが多いですよ。三鷹市もそうです。ぜひ、この辺についてどの程度秦野市はできるかどうかということを検討していただきたいと思います。

教育長

兼任の辞令は、昨年、前任の教育長も、それから地元の県会議員も、大変力を注いでいただいて、県教育委員会に、当初はすべてという要望で動かれたわけですが、県教委は結果として1人ということで、これを広げていきたいと県に伝えているのですが、そこには相当なハードルがあるので、一気に広げることができるかは、現時点では何とも言えない状況です。

望月委員長

ありがとうございました。可能な限りということでした承しております。ありがとうございました。

ほかにどうですか。

—特になし—

望月委員長

それでは、まず、「議案第28号 平成24年度秦野市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

続きまして、「議案第29号 平成24年度秦野市立幼稚園教諭人事異動方針について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

それでは、「議案第29号 平成24年度秦野市立幼稚園教諭人事異動方針を定めることについて」は原案のとおり可決されました。

次に協議事項に入りますが、(1)の「平成23年度教育委員会表彰について」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、協議事項の1番目でございますが、平成23年度教育功労者表彰・教育長表彰について、ご協議をいただきたいと思っております。

功労者表彰、教育長表彰、2つの表彰がございまして、お手元

に配らせていただきました資料の1枚目の参考1というところに、教育功労者表彰の対象は高校生以上で表彰者は教育委員長、また、教育長表彰については対象が中学生以下で表彰者は教育長、この2つの表彰がございます。

今回ご協議いただく案件は、この開催日についてです。教育功労者表彰は、参考2に時期が書いてございますが、昨年度は11月11日に開催してございます。平日の木曜日ということで、午後開催をしております。今回の提案は、教育長表彰を例年2月上旬に行っています。今年は1月28日を予定しているわけですが、教育長表彰の日程に合わせて、午前中に教育長表彰、午後教育功労者表彰を開催するというようなご提案でございます。

理由は、11月の平日に行っております功労者表彰については、平日ということで、お勤めの方や高校生が学校を早退してくるといったようなことがあり、欠席される方もあったというようなことがまず1点。もう一点、毎年、功労者表彰を行う際、11月ですから、どうしてもスポーツの表彰が多いわけです。秋はスポーツの季節でございます。多くの大会が開かれるというようなことで、例年、10月の教育委員会会議で表彰者を挙げさせていただいて、昨年は11月11日に表彰を行っているわけですが、結局、ここで挙げた後から入賞したというようなことで、どうしても追加で出てくる。それは教育長の臨時代理で対応していたわけですが、報告が11月の教育委員会会議になり、表彰の終わった後に報告をするということで、一括で1月28日の土曜日に開催し、例えば12月末までの年単位で分ける提案でございます。

もう一点、2番目のスポーツ関連の取り扱いでございます。平成23年の4月から、従来教育委員会が所管していたスポーツに関する部分について、市長が管理、執行ということになりました。

実は、功労者表彰、教育長表彰ともに、スポーツの表彰が大変多ございます。半分程度がスポーツ関連の表彰になっている状況もございます。そこで、事務が市長部局に行ったことで、市長部局で新たに表彰するという方法もございますが、「理由」に書いてございますが、本来、スポーツの部分は教育委員会が担う部分が大変多ございますので、また、表彰の規定の中にも、本市の教育、学術、スポーツ、こういうものの振興に貢献という部分もございますので、引き続きスポーツの部分には、教育委員会で表彰することで、今年度の表彰を行うと考えてございます。

この2点についてご協議をいただきたいと思います。ご提案させていただきます。よろしくお願いたします。

望月委員長

時期の問題ですが、これはグッドアイデアですよ。今まで、12月でしたか。

教育総務課長
教育長

11月です。

説明に、スポーツ関連が秋の行事でたくさんあります。そこで対象者が決定した後に新しい対象者が出てくるので、臨時代理で最終的に報告という形で行っていますが、それを一括で行い、情報をきちんと教育委員会会議に出せるということです。

望月委員長

これはいいですね、原案どおりでね。

続きまして、「私立幼稚園等就園奨励費補助金の見直しについて」、お願いします。

学校教育課長

私立幼稚園等就園奨励費補助金については、これまでも教育委員会会議の中でもご議論いただいた部分でございますが、新しい委員がいらっしゃるしますので、説明させていただきます。

私立幼稚園の就園奨励費補助については、国の制度として、所得段階に応じた入園料とか保育料の一部補助が行われております。秦野市では、国の補助の単価に加えまして、年額で1万2,000円でございますが、加算をさせていただいている。そのほかに、国の所得段階を超えて所得を設定した中で補助させていただいているものと、私立幼稚園の補助の対象は私立の認可幼稚園ということで、秦野市内におきましては無認可の幼稚園も1園ございますので、その幼稚園に対しても補助をさせていただいているところでございます。

平成18年に行政評価委員会から、上乘せ補助、加算して補助をしている部分について、見直すべきだろうと。さらにまた、平成22年、昨年でございますけれども、行政評価の中で廃止というような評価結果が出たところでございます。また、本年3月に策定されました新はだの行革推進プランの中でも廃止ということの位置づけがなされているところでございます。

昨年のご意見、加藤委員からいただいたと思うんですけれども、段階的な見直し評価も視野に入れてということでご意見をいただいたところですが、全体的な国の単価が、例えば平成20年から23年にかけて、生活保護世帯では1人目の子どもが7万7,000円、それから市民税の所得割税額が非課税に至っては8万円と、かなり引き上げが行われております。また、第3子については保護者負担がゼロになるような形で今国の補助単価が設定されているということで、かなり充実してきておりますところから、秦野市で今実施しております上乘せパターンについては大分その意義が薄れてきているのではないかとということがございます。

望月委員長
教育長

また、平成24年度におきましては、「1. 補助単価の引き上げ」に、まだ概算要求の段階ではございますが、最大で5,000円ほどの増額が見込まれているという部分がございますので、それを参考し、現在1万2,000円の上乗せ補助をさせていただいているものを6,000円ずつ減額するという形で、2カ年で廃止する方向で具体的に事業を進めさせていただきたいということで協議をさせていただきました。よろしくお願いたします。

質問でしょうか。

就園奨励補助金は長年の課題であり、少なくとも行財政改革の一環の中ではその都度議論がされてきている。ただ、秦野市が置かれている状況は、公立幼稚園が14園あって、民間の幼稚園の数が少ない。そういう中で、当時は、民間幼稚園の補助金をカットしてしまうことによって民間幼稚園を圧迫するのではないかと課題としてとらえてきました。現状で、民間幼稚園を選択される方たちの意思、それから公立幼稚園を選択される方の意思、そういうことを一つ見てみると、当時とは大分状況が変わってきた。それから、市が上乗せをしている部分を廃止していこうという考えですから、もとの部分はなくなる。

ただ、少なくとも民間の幼稚園を経営されている方たちに対する説明はきちとしないと、やはり、これはいろいろと議論があるということは言うてあります。ただし、今ここにありますように、行政評価とかそういうもので、市としてその対応をしているものという答えが出されていますので、このまま先送りということもできませんので、きょう、このことを協議いただいた上で、具体的な動きをしていきたいということです。

望月委員長

この件に関して、質問はどうですか。

多分、ホームページで実施要綱などを事前に読んでくればよかったのですが、私立幼稚園等就園奨励費補助金、この「等」は、保育園、認定こども園を含むわけですね。もし含むとすれば、用語がよくわからないのですが、無認可、許可されていない保育施設は対象になりますか。それから、これは秦野市在住の市民が対象ですね。それから、外国人も登録したらいいのでしょうか。そのときに、市民が秦野市以外の私学の幼稚園・保育園に行く場合は適用されるかどうか。2点を質問したいと思います。

学校教育課長

私立幼稚園等就園奨励費補助金の運営制度については、まず対象は認可の私立幼稚園が対象になりますので、保育園については対象外でございます。

それから、市内から市外へという話がございましたが、補助し

ている対象の子どもがどこに通っているかは、現在、22園ほど
ございます。対象児童が通っている幼稚園は22園ほどあり、市
内には西秦野幼稚園とつるまき幼稚園の2園、それから、認可外
で白百合幼児園、市外も、伊勢原、平塚、二宮等ございます。そ
れもすべて対象となっております。市内の子どもが通っている私
立幼稚園から資料をいただき、対象になります。

望月委員長

「等」となっておりますが、公立幼稚園について保育料の減免
を行っていますが、その減免に対する補助があるということです。

内田委員

この「等」はそういう意味ですか。ありがとうございました。
ほかに何かありますか。

学校教育課長

近郊の平塚市や伊勢原市では、市独自の補助金のようなものは
あるのでしょうか。

平塚でございますが、上乗せ補助は平成22年度に廃止されて
おります。国の所得段階に応じていない部分については、実施を
されております。伊勢原市は、ご承知のとおり、公立幼稚園はご
ざいませぬ。その中で上乗せは、段階ごとに金額は違いますが、
伊勢原市については上乗せをされています。

望月委員長
加藤委員

ほかにどうでしょうか。

私も、廃止は世の中の流れとして当然必要なことだと思い、同
意します。ただ一点、課長から話がありましたように、私が主張
させていただいていたのは、民間幼稚園関係者にも、また補助を
受けている保護者にも、いきなり次年度からゼロというのは乱暴
ではないかという意見をさせていただいたわけで、国庫補助
の増額と2年間で段階的に減らしていくお考えであるということ
ですので、理解できる段階的措置ではないかと思えます。

望月委員長

私も、検討した結果がこういうことですから、やむを得ないと思
います。それから、この資料は教育委員会に出す資料だけとい
うふうに理解していいですか。それとも、外部に出したりします
か。なぜかという、もし外部に出すのであれば、例えば、「1.
制度の目的」、「2. 今までの経過」、「3. 今後の構成」と書
いたほうがよろしいのではないかと思います。

学校教育課長

上乗せ補助については、当初は、先ほど教育長がおっしゃいま
したように、私立幼稚園に通う子どもたちの補助として発生した
ものと考えております。また、いろいろ議論がございましたが、
今の形にいたしましたのは、国庫補助単価が低かったということ
があり、保護者負担を軽減という意味でやってきました。

望月委員長

ほかにどうでしょうか。

—特になし—

望月委員長

教育総務課長

それでは、次に移りたいと思うのですが、その他の案件ですね。「秦野市役所節電実行方針に基づく取り組み状況について」、お願いします。

それでは、その他の1番目、「秦野市役所節電実行方針に基づく取り組み状況について」は、東日本大震災に伴う夏季の電力不足に対応するために、市でも、節電の方針に基づいて、7月から9月の間に、使用電力15%以上を節減する取り組みをしてきております。その結果の報告でございます。秦野市に限らず全国的に節電の努力をした結果、計画停電等も解消し、その目的は達成をしているところですが、秦野市の状況でございます。

9月までですが、10月にも9月分が中に入っている部分もございますので、今回、平成23年9月と10月の両方載せさせていただきますのでございます。その結果、小学校については、削減率は9月33.8%、10月28.3%、13校のうち1校が12.5%でした。

中学校については、9月32.8%、10月27.9%ですが、9校のうち、9月分については1校、10月分については2校が未達成でございます。

生涯学習施設、公民館等、13施設ですが、9月31.7%、10月42.9%です。9月はすべて達成です。それと、文化会館・図書館・体育館で1つの節電設備ですが、9月18.5%、検針が10月末ですので、10月の数字はまだない状況でございます。

2つ目、低圧受電施設、一般家庭と同様に毎月の使用量との比較という部分ですが、幼稚園14園のうちすべて、9月、10月とも15%以上を達成、9月34.2%、10月28.6%です。

対象施設は50施設ですが、9月は50施設のうち2施設が未達成、10月は50施設のうち3施設が未達成でございます。

使用量と料金の一覧表で、7月から10月分までを出させていただきますので、対象施設すべての分を載せていますので、最後の合計部分が50施設の合計でございます。使用量、料金とも20%前後で削減ができています状況でございます。すべての合計欄はないですが、7、8、9、10月で使用料金約900万円の削減になります。文化会館・図書館・体育館、これは非常に電力の使用量が多い季節でございますし、文化会館と体育館については教育委員会の所管の施設ではございませんが、そこを除いても700万円程度この4カ月間で前年に比べて料金という部分では節減になってございます。

今回は9月までの取り組みですので、ここで終わるわけですが、この冬も電力の供給不足等が懸念されますが、現段階では、政府等から需給の抑制という方針は東電管内では出ていない状況でございます。しかしながら、節電への日ごろの取り組み、そういった部分を習慣づける形で、各学校には引き続き学校運営に支障ない範囲で節電をしていくよう通知を出させていただいています。

その他の2番になります。「秦野市内学校施設等空間放射線量率測定結果」でございます。

8月の22日から24日に、東海大学原子力工学科の協力をいただき、市内の幼稚園、小学校、中学校、保育園、公園の放射線量の測定を実施させていただきました。幼保小中という部分では53施設を行い、特に毎時0.03から0.05マイクロシーベルトという数値でございました。前は、屋外で子どもが活動する園庭、校庭の真ん中を測らせていただきました。今回は、子どもが主に活動する場所ということで、砂場遊具の周辺の2カ所の放射線量を測定させていただきました。

その結果が一覧になってございます。いずれも毎時0.03から0.07マイクロシーベルトという数字でございます。国が示す屋外活動を制限する数字は、毎時3.8マイクロシーベルトで、平常時の目標は毎時0.19マイクロシーベルトですが、今回の測定の結果は毎時0.03から0.07マイクロシーベルトですので、結果として子どもが安心して生活できる範疇であるという確認をさせていただいたところです。

それに加えて、今回は、市内の児童公園、観光地等加えて、全250カ所で測定しています。市内のほとんどで放射線量の測定したことで、現時点では一斉測定は終了する方向が出ています。

望月委員長

毎回、本当に測定ありがとうございます。

この2つについて、質問はありますか。

この使用料金は、これからしばらくは資料をつくっていただけるのですか。

教育長

少なくとも学校に、園長・校長会でもこれを示し、意識を啓発するという意味では、伝えてはいきたいと思っています。

望月委員長

大変だと思いますが、よろしくお願いします。

(3)の「平成23年度学校施設耐震診断結果について」の説明をお願いします。

教育総務課長

その他の(3)「平成23年度学校施設耐震診断結果について」ご説明をさせていただきます。

前回教育委員会会議中、新聞記事で、耐震化率が本市91.7%

と、県内で葉山町とともに一番低い数字でしたが、十分な説明ができず、申しわけございませんでした。1番目に、本市の学校施設の耐震化の取り組みをまとめましたので、ご説明をさせていただきます。

耐震化については、昭和56年に建築基準法が改正されました。これにより耐震の構造的な部分が改正をされ、それ以前に建てた施設について耐震診断をしていくことになりました。その結果、耐震性が不足する建物については、平成8年から12年まで5年間をかけ、3階建て以上の校舎、体育館のすべての耐震補強を行いました。残った2階建ては、1つだけですが、平成16年に耐震補強し、建てかえを予定している施設を除いて耐震補強は100%という数値になりました。

その後、平成7年の阪神淡路大震災、16年の中越地震、そして20年の四川省の大地震では、相当学校施設が崩れ、大きな被害があったことを受けまして、本市では、安全性の向上に関する指針を定め、従来は耐震診断で耐震性が必要なものについては精密な二次診断を行いました。耐震診断で耐震性があるものは精密診断を行いませんでした。そこで方針に基づき、耐震性があるものについても、柱や壁の性能、コンクリート強度等を精密に診断する二次診断を実施しました。

その結果、平成21年度に2棟、22年度に4棟の計6棟、最初の診断は耐震性があると判断されていた6棟が、耐震性が不足することが判明しました。

本町中学校など建て替えを予定する施設が3棟ございましたので、両方を加え9棟、これの耐震性の確保が必要ということになり、対象施設109棟に対し9棟が未耐震ということになり、平成23年3月末時点で耐震化率91.7%ということになりました。

耐震診断で1度OKになったものを再度精密診断している市町村は少ないため、耐震率が県下で一番低い結果となってしまいました。このうち本年度において、本町中学校の新校舎建設に伴い、2棟を解体しました。そして、西中学校の耐震性の不足する校舎の使用を中止させていただきました。平成21年に2棟耐震不足が判明した西小学校と末広小学校は、耐震補強をこの夏の工事が終わりました。

残っているのは渋沢小学校4棟です。平成23年度に耐震設計を行いましたので、平成24年度、耐震補強工事を行います。大きな音がする工事ですので、夏休みに行いますが、その工事を実

施して、平成24年度中に市内学校施設の耐震化率100%となる状況でございます。

2番目に、平成20年8月に方針を作り、耐震性がある施設についても順次やっていく方針となっております。1階建てのRCは、建築基準法の改正による耐震診断の対象ではないのですが、学校で残っているものは1階建てだけですから、今教室として利用している校舎すべてを耐震性の確認するため、今年度、平屋建て学校施設の二次診断も実施させていただきました。その結果が、幼稚園3棟、小学校1棟のI s値が0.6を超え、地震に対して倒壊や崩壊する危険性が低く、安全性が確保されている建物になり、耐震性があることが確認できました。

望月委員長

質問ありますか。

教育長

本町幼稚園は昭和37年築でOKですね。

望月委員長

上段の建物です。

加藤委員

西中学校は、第1棟は昭和37年にできていますが、あれが一番丈夫にできているのですね。

教育長

南小学校の東棟ってどこですか。

幼稚園のすぐ上段の平屋です。

望月委員長

児童ホームとPTA会議室で使用しています。

では、次に行きます。

教育総務課長

(4)「学校における学習環境向上の検討について」、お願いします。

(4)「学校における学習環境向上の検討について」ということでございます。

1番目で空調設置の状況をご説明させていただきます。

夏場、児童生徒が熱中症なることもありますが、本市でも室温が37度に達して授業を中断したこともございました。これまで秦野市では、小中学校の普通教室は、冬場はファンヒーター、夏場は扇風機の設置によって対応する状況でございます。空調設備の設置については、平成8年にすべての保健室に冷房のクーラーを設置しました。その後、職員室や事務室、夏季休業中も使うような施設や給食室の休憩室、児童ホーム、音楽室、パソコン教室、特別支援学級などに設置を進めてございます。今後も、体調管理等から必要な教室や老朽化した保健室のクーラーの更新、幼稚園の遊戯室などの設置を優先的に進めていく考えでございます。

また、本町中学校の改築にあわせ、普通教室に空調設備と太陽光発電設備を設置しました。学校現場からは、学習意欲の向上、体力向上、生活指導面の効果があったという報告を受けています。

2番目「学習環境向上の検討について」空調の設置は、環境づくりでは必要性の高いものですが、一方、相当の経費が必要であり、できるだけ負担を軽減した設備整備と維持管理でも効率的な取り組みが求められることで、単に空調設備を導入するという計画ではなく、エコスクールという言い方がございますが、総合的に検討・調査した中で計画を策定しようということで、教育委員会と建築設備関係の課長等、小中学校代表の校長先生で検討会を設置し、そういう検討を行った上で、空調設備の設置、また学習環境の向上に向けた計画を進めていきます。また、必要に応じて教育委員会にご報告をさせていただきます。

望月委員長
内田委員
教育総務課長

ご質問、ご意見ありますか。

具体的にはどんな形で進めていくことになるのでしょうか。

議会で話がありましたが、改修時に更新すると何十年のスパンになりますので、これからの検討でございますが、民間の活力、手法、ノウハウ等をあわせた形でやっていくということが検討のベースになると思います。検討会は、11月1日火曜日に第1回目を行い、検討を進める状況でございます。

望月委員長
生涯学習課長

ほかにどうでしょうか。

それでは、ほかにその他の提案はございませんか。

資料等は用意させていただきますでしたが、優良公民館表彰の関係についてです。平成23年度は、本町公民館、相模原市の大野南公民館の2館が対象ということで県から内示をいただきました。秦野市は、9年連続の受賞です。

表彰は11月18日に予定され、表彰が終わった段階で教育委員会会議にご報告させていただきます。

望月委員長
公民館担当課長

おめでとうございます。9年連続とはすごいですね。

園田館長、これはどういうふうに館長としてとらえているのですか、9年連続の受賞というのは。

うれしく感じております。なかなかないことで貴重であり、特色のある事業を今まで実施してきた結果であると思います。

望月委員長

ありがとうございます。では、10連覇を目指してがんばってください。

それでは、ただいまから秘密会といたしますので、関係者以外の退席を求めます。

[削除]

望月委員長

それでは、以上をもちまして教育委員会を終わります。